



2009年度 9月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定

1級 学科試験

< 基礎編 >

実施日 2009年9月13日(日)

試験時間 10:00~12:30(150分)

注意

1. 本試験の出題形式は、四択一式50問です。
2. 筆記用具、計算器具(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
3. 試験問題については、特に指示のない限り、2009年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
4. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
5. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
6. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
学科試験合格者に対する実技試験は、2010年2月頃に実施します。解答用紙の実技試験希望受検地を1つ選び、マークしてください。
7. 午後の<応用編>を受検しない場合は、欠席扱いとなります。
8. その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で中途退出できます。中途退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡ししてください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

この試験の模範解答は9月13日(日)午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。
(<http://www.kinzai.or.jp/answer/fp.html>)

10月27日(予定)に受検者全員に合否通知書を送付するほか、当会のホームページで合格者の受検番号を掲載してお知らせします。

(<http://www.kinzai.or.jp/ginou/>)

厚生労働大臣指定試験機関 社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区南元町19 TEL 03-3358-0771

次の各問(《問1》~《問50》)について答を1つ選び,その番号を解答用紙にマークしなさい。
なお,最後に速算表等の資料があるので適宜利用すること。

《問1》 ファイナンシャル・プランニングを行ううえでの倫理および関連法規に関する次の記述のうち,適切なものはいくつあるか。

- (a) 税理士資格を有しないファイナンシャル・プランナーが,顧客の求めに応じて個別具体的な税務相談に応じる行為は,その税務相談が無償によるものであれば税理士法に抵触しないが,有償によるものであれば税理士法に抵触する。
- (b) 保険募集人としての登録を受けていないファイナンシャル・プランナーが,保険の募集や勧誘を行うことは保険業法により禁止されるが,保険の募集・勧誘目的ではなく,単に商品の一般的な説明を行うことは禁止されず,保険業法に抵触しない。
- (c) A県とB県に事務所を有するファイナンシャル・プランナーが,ファイナンシャル・プランニング業務とあわせて,両県で宅地および建物等の売買・賃貸借等の不動産に係る仲介業務を行う場合,宅地建物取引業者として事務所管轄の都道府県知事の免許をそれぞれ受けなければならない。

- 1) 適切なものはない
- 2) 1つ
- 3) 2つ
- 4) 3つ

《問2》 45歳になるAさんは60歳から70歳になるまでの10年間、毎年600千円の年金を受け取りたいと考えている。そのためには45歳から60歳になるまでの15年間に毎年、少なくともいくらずつ積み立てなければならないか。下記係数表を利用して算出した次の金額のうち、最も適切なものを選びなさい。全期間の運用利回り（複利）は年2%、積立および取崩しは年1回行うものとし、手数料や税金等は考慮しないこと。

(利率：2%)

	終価係数	現価係数	年金終価係数	年金現価係数
5年	1.1041	0.9057	5.2040	4.7135
10年	1.2190	0.8203	10.9497	8.9826
15年	1.3459	0.7430	17.2934	12.8493
20年	1.4859	0.6730	24.2974	16.3514
25年	1.6406	0.6095	32.0303	19.5235

- 1) 312千円
- 2) 380千円
- 3) 420千円
- 4) 512千円

《問3》 日本政策金融公庫のセーフティネット貸付（中小企業事業）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、他の条件等は考慮しないものとする。

- 1) 「最近の決算期における売上高が前期に比べて5%以上減少した」が、中長期的には回復が見込まれる場合、「経営環境変化対応資金」として長期運転資金の融資の対象となる。
- 2) 「倒産した企業に対して500千円以上の売掛金債権を有している」ことにより、経営に困難を来している場合、「取引企業倒産対応資金」として長期運転資金の融資の対象となる。
- 3) 「取引金融機関が行政庁から業務停止命令を受けた」ことで、一時的に資金繰りに困難を来しているが、中長期的には改善が見込まれる場合、「金融環境変化対応資金」として設備資金の融資の対象となる。
- 4) 「倒産企業との取引額が全取引額の20%を占める」状態にあり、経営に困難を来している場合、「取引企業倒産対応資金」として新規取引先を獲得するための設備資金の融資の対象となる。

《問4》 全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者である会社員のAさんは、平成21年8月16日が出産予定日であったため、7月6日から産休に入った。予定日より5日遅れたが、産科医療補償制度に加入しているX病院で、8月21日に無事に男の子を出産した。Aさんの保険給付に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、Aさんは、多胎妊娠ではなく、産休中のAさんには報酬が支払われないものとする。

- 1) Aさんは、出産手当金として標準報酬日額の3分の2に相当する額を98日分、出産育児一時金として38万円を受け取ることができる。
- 2) Aさんは、出産手当金として標準報酬日額の3分の2に相当する額を103日分、出産育児一時金として38万円を受け取ることができる。
- 3) Aさんは、出産手当金として標準報酬日額の3分の2に相当する額を98日分、出産育児一時金として35万円を受け取ることができる。
- 4) Aさんは、出産手当金として標準報酬日額の3分の2に相当する額を103日分、出産育児一時金として35万円を受け取ることができる。

《問5》 労働者災害補償保険の通勤災害に関する次の各ケースにおいて、通勤災害に該当するものとして最も適切なものはどれか。

- 1) 取引先との打ち合わせが朝早くから始まるため、前日の晩から出張先である取引先の近くにあるホテルに泊まり、翌朝コンビニエンスストアに立ち寄ってから取引先へ向かう途中、道路の段差につまずき転倒して手首を捻挫した場合
- 2) 取引先との打ち合わせが朝早くから始まるため、前日の晩から出張先である取引先の近くにあるホテルに泊まり、翌朝ホテルから取引先へ向かう途中、ぜんそくの発作が発症して病院に運ばれた場合
- 3) 通常利用している通勤電車が翌日は朝からストライキに入ることが確実視され、会社の指定したホテルに泊まり、翌朝ホテル横のコンビニエンスストアで買い物をして会社へ向かおうとしたところ、コンビニエンスストア前の道路で転倒して足首を捻挫した場合
- 4) 通常利用している通勤電車が翌日は朝からストライキに入ることが確実視され、会社の指定したホテルに泊まり、翌朝ホテルから会社へ向かう途中、ぜんそくの発作が発症して救急車で病院に運ばれた場合

《問6》 公的介護保険制度のサービスに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 地域支援事業として、要支援・要介護状態に該当しない65歳以上の一般高齢者や特定高齢者に対し、運動指導や栄養改善等の介護予防事業が行われる。
- 2) 介護保険の保険給付には、介護給付（介護サービス）や予防給付（介護予防サービス）に加えて、市町村特別給付として、寝具の洗濯・乾燥サービス、配食サービス、おむつ購入費の支援などがある。
- 3) 要支援者は、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護等の介護予防サービスを受けることができる。
- 4) 地域密着型介護サービスと地域密着型介護予防サービスが改正により創設され、高齢者が住み慣れた地域でサービスを受けることができるように、都道府県知事が指定する事業者から地域の特性に応じたサービスが提供される。

《問7》 老齢厚生年金の繰上げと繰下げに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 昭和36年4月3日生まれの男性は、老齢厚生年金の受給資格期間を満たしていれば60歳0カ月で老齢厚生年金の繰上げ支給を請求することができるが、当該請求は、老齢基礎年金の繰上げ支給の請求と同時にしなければならない。
- 2) 昭和36年4月3日生まれの男性は、老齢厚生年金の受給資格期間を満たしていれば60歳0カ月で老齢厚生年金の繰上げ支給を請求することができるが、在職中の場合は繰上げ支給の請求ができない。
- 3) 昭和24年6月5日生まれの男性が老齢厚生年金を繰下げ受給する場合は、老齢基礎年金と同時に繰下げの申し出をする必要はなく、老齢基礎年金は65歳から受給し、老齢厚生年金のみを繰下げ受給することも可能である。
- 4) 昭和24年6月5日生まれの男性が65歳以降も在職中の場合、老齢厚生年金を繰り下げて受給することはできるが、繰下げによる増額の対象となる年金額は、在職による年金の支給停止部分を除いた年金額となる。

《問8》 企業年金・個人年金等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 国民年金の第1号被保険者がその老後の年金を補填するものとして、確定給付型の国民年金基金と確定拠出年金の個人型年金があるが、これらは同時に加入することができない。
- 2) 厚生年金基金の設立事業所の事業主は、確定拠出年金の企業型年金を導入することはできない。
- 3) 国民年金の第1号被保険者が地域型国民年金基金に加入した場合、その者は、国民年金の付加年金の保険料を納付することはできない。
- 4) 農業者年金基金に加入している国民年金の第1号被保険者は、国民年金の付加年金の保険料を納付することはできない。

《問9》 わが国の少額短期保険業者が、原則として引き受けることができる（経過措置を除く）
保険商品は次のうちどれか。

- 1) 疾病による死亡・重度障害の保険金額が3,000千円、保険期間2年の生命保険
- 2) 疾病による死亡・重度障害の保険金額が8,000千円、保険期間1年の生命保険
- 3) 傷害による死亡・重度障害の保険金額が3,000千円、保険期間2年の損害保険
- 4) 傷害による死亡・重度障害の保険金額が8,000千円、保険期間3年の損害保険

《問10》 保険業法で禁止されている行為に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 生命保険の加入に際し、被保険者が健康診断で指摘を受けたことについて告知をしなくてもよいと生命保険募集人が被保険者に勧めたとしても、告知するかどうかは被保険者に委ねられているため、保険募集人は法令違反に問われない。
- 2) 保険契約締結にあたって、生命保険募集人が、保険料の一部または全部を負担することを契約者または被保険者に約束する行為は、保険料の割引・割戻しとして禁止されている。
- 3) 金融機関が生命保険代理店として生命保険を募集する場合、取引上の優越的地位を利用して販売することは禁止されている。
- 4) 生命保険契約の募集に際して、配当金など将来における金額が不確実な事項について断定的判断を示すことは禁止されている。

《問11》 生命保険の契約手続や保険約款上の留意点に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 生命保険会社は、一定の保険契約の申込みを受けるにあたって、顧客のニーズと保険商品の内容が一致しているかを「意向確認書面」によって顧客に確認する手続をとることが義務づけられている。
- 2) 責任開始期（日）は、一般に、「申込み」、「告知・診査」、「第1回保険料（充当金）の払込み」、「保険会社の承諾」の順に手続が行われた場合には、「保険会社の承諾」の日となる。
- 3) 告知義務違反による契約の解除を行うにあたり、保険会社が解除の原因を知った時から1カ月以内に解除しなかった場合には、解除権が消滅することになる。
- 4) 一般に、約款上、詐欺によって契約が無効になると、保険金や給付金が支払われないほか、それまでに払い込んだ保険料も返還されない。

《問12》 法人を契約者（＝保険料負担者）および（死亡）保険金受取人、役員を被保険者とする長期平準定期保険・逡増定期保険に係る保険料の前払期間（保険期間の60%に相当する期間）における経理処理に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、保険料の払込方法は年払い（前納なし）とする。

- 1) 平成20年2月1日契約の逡増定期保険の場合、保険期間満了時における被保険者の年齢が80歳を超え、かつ、当該保険の加入時における被保険者の年齢に保険期間の2倍に相当する数を加えた数が120を超えるものについては、定められた前払期間において、支払保険料の4分の1に相当する金額を損金算入できる。
- 2) 平成20年3月1日契約の逡増定期保険の場合、保険期間満了時における被保険者の年齢が70歳を超え、かつ、当該保険の加入時における被保険者の年齢に保険期間の2倍に相当する数を加えた数が90を超えるものについては、定められた前払期間において、支払保険料の3分の1に相当する金額を損金算入できる。
- 3) 平成20年4月1日契約の逡増定期保険の場合、保険期間満了時における被保険者の年齢が40歳を超えるものについては、定められた前払期間において、支払保険料の2分の1に相当する金額を損金算入できる。
- 4) 平成20年5月1日契約の長期平準定期保険の場合、保険期間満了時における被保険者の年齢が70歳を超え、かつ、当該保険の加入時における被保険者の年齢に保険期間の2倍に相当する数を加えた数が105を超えるものについては、定められた前払期間において、支払保険料の3分の2に相当する金額を損金算入できる。

《問13》 自動車事故に係る損害賠償請求権および保険金請求権の時効に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 民法上の不法行為による損害賠償請求権の時効は、被害者が損害および加害者を知った時から3年であるが、損害および加害者を知らなかった場合は、事故が発生した時から10年である。
- 2) 自動車保険（任意保険）における保険金請求権の時効は、対人賠償・対物賠償ともに被害者が損害および加害者を知った時から2年である。
- 3) 政府が行う自動車損害賠償保障事業に対する請求権の時効は、傷害、後遺障害、死亡による各請求とも事故が起こった時から2年である。
- 4) 政府が行う自動車損害賠償保障事業に対する請求権の消滅時効は、何らかの理由により請求が遅れる場合であっても、中断することはない。

《問14》「失火の責任に関する法律」(失火責任法)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 隣家からのもらい火でAさん宅が焼失した場合、隣家の所有者に重大な過失があったときは失火責任法の規定が適用されないため、Aさんは隣家の所有者に対して損害賠償請求ができる。
- 2) 隣家からのもらい火でBさん宅が焼失した場合、隣家の所有者の軽過失による失火のときは失火責任法の規定が適用されるため、Bさんは隣家の所有者に対して損害賠償請求ができない。
- 3) 賃貸住宅に住んでいるCさんが、不注意による失火(軽過失)で借家を全焼させてしまった場合、失火責任法の規定が適用されるため、Cさんは家主に対して賠償責任を負わない。
- 4) 賃貸住宅に住んでいるDさんが、ガス爆発事故を起こし、借家および隣家を損壊させてしまった場合、失火責任法の規定が適用されないため、Dさんは家主および隣家の所有者に対して賠償責任を負う。

《問15》地震保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 地震保険の対象となる建物は、居住用建物に限られているため、店舗併用住宅の建物については、いっさい補償の対象外となる。
- 2) 地震保険の保険料は、建物の構造および所在地(都道府県)により異なり、保険料の割引制度として、建物の「免震建築物割引」や「耐震診断割引」等がある。
- 3) 地震保険の保険金額は、火災保険の保険金額の30%から50%までの範囲内で定め、建物では50,000千円、家財では10,000千円が限度額とされている。
- 4) 地震保険は、既加入の火災保険契約がある場合には、火災保険の保険期間内に途中で付帯することもできる。

《問16》景気動向指数のCI(コンポジット・インデックス)に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) CIは、複数の経済指標の前月と比べた変化量を合成して作成される。
- 2) CIは、景気に敏感な諸指標を選定し、そのうち上昇(拡張)を示している指標の割合を示すものであり、主として景気転換点(景気の山・谷)の判定に用いる。
- 3) CIには、景気に対し先行して動く先行指数と、遅れて動く遅行指数の2つの指数があり、先行指数は景気の現状把握に利用される一方、遅行指数は景気の動きを予知する目的で利用される。
- 4) CIは、景気に敏感に反応するという観点から選ばれた指標の変化の方向を合成したもので、経済活動を網羅的に把握したものと見える。

《問17》 投資信託の運用スタイルに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 株式の運用に際して、個別銘柄の割安性を重視して銘柄選択を行うスタイルを、バリュー投資という。
- 2) 株式の運用に際して、個別銘柄の成長性を重視して銘柄選択を行うスタイルを、グロース投資という。
- 3) 目標となるベンチマークを上回る投資成果を目指す運用スタイルを、アクティブ運用という。
- 4) 目標とするベンチマークと連動する投資成果を目指す運用スタイルを、コンサバティブ運用という。

《問18》 以下の表に掲載されている割引債券の1年複利計算による最終利回り（空欄）と利付債券の単利計算による最終利回り（空欄）の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。なお、各債券の償還価格は100円、利回りは年率換算とし、手数料や税金等は考慮せず、計算結果の%表示の小数点以下第3位を四捨五入すること。

	割引債券	利付債券
単 価	96.48円	101.20円
表 面 利 率	-	1.20%
最 終 利 回 り	() %	() %
残 存 期 間	4 年	5 年

- 1) 0.90 0.95
- 2) 0.95 0.95
- 3) 0.90 1.00
- 4) 0.95 1.00

《問19》 以下の【財務データ】から算出したインタレスト・カバレッジ・レシオと使用総資本事業利益率（ROA）の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。なお、他の条件は考慮せず、計算結果の表示単位の小数点以下第3位を四捨五入すること。

【財務データ】 (単位：千円)

売 上 高	2,584,626	
営 業 利 益	202,079	
営 業 外 収 益	31,103	
(内 訳)	受取利息	8,285
	受取配当	5,499
	雑収入	17,319
営 業 外 費 用	34,701	
(内 訳)	支払利息	22,781
	雑損失	11,920
経 常 利 益	198,481	
当 期 純 利 益	114,139	
資 産 の 部 合 計	2,286,013	
負 債 の 部 合 計	1,606,976	
純資産の部合計	679,037	

- 1) インタレスト・カバレッジ・レシオ 6.05倍，使用総資本事業利益率 9.44%
- 2) インタレスト・カバレッジ・レシオ 9.48倍，使用総資本事業利益率 9.44%
- 3) インタレスト・カバレッジ・レシオ 6.05倍，使用総資本事業利益率 31.79%
- 4) インタレスト・カバレッジ・レシオ 9.48倍，使用総資本事業利益率 31.79%

《問20》 以下の条件で為替予約を付けずに外貨預金に預け入れた場合、満期時の円貨換算による年利回りとして、次のうち最も適切なものはどれか。なお、計算結果の表示単位の小数点以下第3位を四捨五入し、税金等は考慮しないこと。また、はマイナスを表している。

外貨預金の期間・通貨・利率：期間1年の米ドル建て定期預金，利率1.00%			
預入時為替レート	TTS： 110.50円	TTM： 109.50円	TTB： 108.50円
満期時為替レート	TTS： 109.75円	TTM： 108.75円	TTB： 107.75円

- 1) 1.51%
- 2) 1.00%
- 3) 0.84%
- 4) 1.51%

《問21》 オプションのプレミアム（オプション料）に関する一般的な記述として、次のうち最も適切なものはどれか。なお、他の条件はすべて同じであることとする。

- 1) 1ドル当たり100円を権利行使価格とする米ドルのコール・オプションでは、為替相場が1ドル=90円から1ドル=110円へと円安になると、このコール・オプションのプレミアムは低くなる。
- 2) 1トロイオンス当たり900ドルを権利行使価格とする金のコール・オプションで、行使日（満期日）が3カ月先のものと1年先のものとでは、行使日が3カ月先のもののほうがプレミアムは高い。
- 3) 日経平均株価が8,000円のと看、権利行使価格を7,500円とするプット・オプションと、権利行使価格を8,500円とするプット・オプションとでは、行使価格を8,500円とするプット・オプションのほうがプレミアムは高い。
- 4) 権利行使価格を額面100円当たり140円とする長期国債先物のプット・オプションで、ボラティリティが5%から10%に上昇すると、このプット・オプションのプレミアムは低くなる。

《問22》 CAPM（資本資産評価モデル）に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。ただし、各選択肢の（ベータ）は、すべて正（プラスの値）であるものとする。

- 1) （ベータ）が高いほど、そのポートフォリオの価格変動は市場全体の価格変動に比べて小さく、リスクが低いといえる。
- 2) 市場の期待収益率と安全資産利子率がともに2倍になると、（ベータ）が一定であれば、ポートフォリオの期待収益率も2倍になると考えられる。
- 3) 市場全体の期待収益率が上昇すると、ポートフォリオの期待収益率は、（ベータ）が一定であれば、低下する。
- 4) 一般に、安全資産利子率は、組み入れる資産の過去の平均利回りをを用いる。

《問23》 ポートフォリオ運用において、リスク調整後収益率を測定するための各種手法と、その一般的な説明に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) トレイナーの測度は、CAPM（資本資産評価モデル）で算出される期待収益率を上回った超過収益率を測るもので、ファンドのパフォーマンス評価の1つといえる。
- 2) シャープ・レシオ（シャープの測度）は、ポートフォリオの収益率から安全資産の収益率を差し引いた超過収益率を、ポートフォリオの収益率の標準偏差で除して算出するもので、標準偏差で測ったリスク1単位に対して、超過収益率がどれだけあったかを示す。
- 3) ジェンセンのアルファ（ジェンセンの測度）は、ベンチマークに対するポートフォリオの超過収益率をトラッキングエラー（ベンチマークのリスクに対するポートフォリオのリスクのかい離）で除して算出する。
- 4) インフォメーション・レシオ（情報比）は、超過収益率をポートフォリオのリスクである（ベータ）で除して、リスク1単位当たりの超過収益率を算出するもので、株式ポートフォリオと債券ポートフォリオのような市場が異なるポートフォリオ同士の比較には向かない。

《問24》 国内の銀行等における預貯金の保護に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 銀行に預け入れた外貨預金は、他の預金と合計し、元本10,000千円までとその利息が預金保険制度の保護の対象となる。
- 2) ゆうちょ銀行に預け入れた貯金は、貯金の種類にかかわらず元利金の支払を国が全額保証しているため、預金保険制度の保護の対象にはならない。
- 3) 銀行に利息が付される普通預金が15,000千円あり、その銀行から住宅ローンを6,000千円借り入れている場合、この銀行が破綻しても自動的に債権債務が相殺され、15,000千円全額が保護される。
- 4) 銀行に預け入れた無利息、要求払いで決済サービスを提供できる等の要件を満たす決済用預金は、金額にかかわらず、全額、預金保険制度の保護の対象となる。

《問25》 取締役等が、1株の価額が900円の時に、将来の一定期間内に1株1,000円で購入できる権利（ストック・オプション）を500個付与され、その株式が1株1,600円の時に権利行使して500株（1個につき1株）購入し、その後2,000円になった時に全部売却した。税制適格ストック・オプションである場合と非適格ストック・オプションである場合の課税関係を整理した下表の（空欄）と（空欄）に入る金額の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。なお、手数料等は考慮しないこととする。

	課税関係	
	税制適格	税制非適格
権利行使時	給与所得として課税される 経済的利益の額は 0円である	給与所得として課税される 経済的利益の額は ()である
株式売却時	譲渡所得として課税される 株式譲渡益の額は ()である	譲渡所得として課税される 株式譲渡益の額は 200,000円である

- 1) 0円 500,000円
- 2) 300,000円 200,000円
- 3) 300,000円 500,000円
- 4) 350,000円 200,000円

《問26》 役員の退職に際して、退職金の一部として、解約返戻金のある生命保険契約（契約者、保険料負担者、保険金受取人を会社、被保険者を役員とする）の契約者名義を会社から役員（保険金受取人を役員またはその遺族）に変更するとともに、役員社宅（所有権）をその役員に現物支給した。この場合における役員に対する所得税の取扱いに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 生命保険契約についてはまだ保険金の支払事由が発生していないため課税所得は発生せず、役員社宅については当該社宅の時価を退職所得の収入金額として所得税が課される。
- 2) 生命保険契約については名義変更時の解約返戻金相当額を退職所得の収入金額として所得税が課され、役員社宅については当該社宅の時価を退職所得の収入金額として所得税が課される。
- 3) 生命保険契約については名義変更時までに払い込まれた保険料の額を退職所得の収入金額として所得税が課され、役員社宅については当該社宅の時価を退職所得の収入金額として所得税が課される。
- 4) 生命保険契約については名義変更時の解約返戻金相当額を退職所得の収入金額として所得税が課され、役員社宅については当該社宅の固定資産税評価額を退職所得の収入金額として所得税が課される。

《問27》 事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する金額に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 青色事業専従者である長男に支払う退職金（一般従業員の退職給与規程により算定したもの）は、その支払う年分の必要経費に算入できる。
- 2) 個人事業主が生計を一にする配偶者名義の土地を、営業用店舗の駐車場として事業の用に供した場合、配偶者が納付すべきその土地の固定資産税は個人事業主の事業所得の必要経費に算入できる。
- 3) 店舗併用住宅に係る地代家賃、修繕費、火災保険料、固定資産税などで事業用の費用と家事用の費用の割合を合理的に区分できるものは、その区分した事業用部分を必要経費に算入できる。
- 4) 使用人の、業務に関する行為に基因する損害賠償金などを事業主が支払った場合、その使用人の行為に関し事業主に故意または重大な過失がないときは、原則としてその負担した金額を必要経費に算入できる。

《問28》 居住者であるAさんが平成21年中に支払った医療費の額が以下のとおりであった場合、Aさんの確定申告にあたり所得から控除される医療費控除の金額として、次のうち最も適切なものはどれか。なお、Aさんの総所得金額等の合計額は、5,000千円であることとする。

< Aさんの支払った医療費 >

- ・虫歯の治療のために支払った自由診療による義歯（セラミック素材）費用：80千円
- ・椎間板ヘルニアの治療のために入院した費用：200千円
（契約している生命保険会社から入院給付金として280千円を受領している）
- ・人間ドック費用：50千円
（重大な疾病は発見されなかった）

< 生計を一にする小学生の子のために支払った医療費 >

- ・健康上必要な歯列矯正のために支払った費用：150千円

< 生計を一にする配偶者のために支払った医療費 >

- ・虫歯の治療のため歯科ローンを利用して支払った自由診療による治療費用：200千円
（歯科ローンは、20回払いの均等月賦返済で、200千円は20回分の賦払金合計額（平成21年分の賦払金は30千円）である。ただし、金利および手数料相当分は含まない）

- 1) 80千円
- 2) 160千円
- 3) 250千円
- 4) 330千円

《問29》 居住者が平成21年において居住用住宅を取得または改修した場合の住宅借入金等特別控除に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、各選択肢において、ほかに必要とされる要件等はすべて満たしていることとする。

- 1) 新築住宅を取得して居住した場合、住宅借入金等特別控除の適用を受けるにあたって、住宅借入金等の年末残高の適用限度額は50,000千円であり、控除率は1%、控除期間は10年間である。
- 2) 新築の認定長期優良住宅を取得して平成21年6月4日以降に居住の用に供した場合（認定長期優良住宅新築等特別控除を受ける場合を除く）、住宅借入金等特別控除の適用を受けるにあたって、住宅借入金等の年末残高の適用限度額は60,000千円であり、控除率は1%、控除期間は10年間である。
- 3) その年の年末までに勤務先からの転任命令により、その家屋を居住の用に供しなくなった場合、翌年以降再びその家屋を居住の用に供したときは、控除期間内で、かつ、一定要件を満たせば、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができる。
- 4) 居住の用に供していない家屋を増改築して、その増改築の日から6カ月以内に増改築をした家屋を居住の用に供したときは、一定要件を満たせば、その増改築について住宅借入金等特別控除の適用を受けることができる。

《問30》 法人税の貸倒損失の取扱いに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、各選択肢において、担保物は有していないこととする。

- 1) 継続的な取引をしていた得意先の支払能力が悪化し、売掛金の回収ができないまま取引を停止してから1年以上が経過したため、その売掛金額から備忘価額を控除した残額を貸倒れとして処理をした。
- 2) 継続的な取引をしていた得意先の支払能力が悪化し、売掛金のみならず融資していた貸付金までも回収ができないまま取引を停止してから1年以上が経過したため、売掛金と貸付金の合計額から備忘価額を控除した残額を貸倒れとして処理をした。
- 3) 取引先へ資金を貸し付けていたが、その取引先の資産状況や支払能力からみて、その全額が回収できないことが明らかとなったため、その貸付金の全額を貸倒れとして処理をした。
- 4) 取引先の債務超過の状態が5年以上続いてその貸付金の弁済を受けることができないと認められるため、内容証明郵便により債権放棄を通知し、その債権放棄をした金額を貸倒れとして処理をした。

《問31》 内国法人が国内にある所有期間が10年超の土地を譲渡し、譲渡した年度中に国内にある機械装置を取得した場合において、「特定の資産の買換えの場合等の課税の特例」(圧縮記帳の特例)の適用を受けるときの圧縮限度額として、次のうち最も適切なものはどれか。なお、ほかに必要とされる要件等はすべて満たしていることとする。

< 譲渡した土地について >

- ・ 帳簿価額 35,000千円
- ・ 譲渡価額 100,000千円

< 譲渡に要した費用 >

- ・ 5,000千円

< 買換え資産について >

- ・ 機械装置の取得価額 80,000千円

- 1) 0円
- 2) 20,000千円
- 3) 38,400千円
- 4) 52,000千円

《問32》 会社と役員間の取引における法人税法上の取扱いに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 通常権利金の授受をすべき地域において、権利金の授受がなく法人の所有する土地を役員へ通常の賃料(相当の地代ではない)で賃貸し、役員が居住用家屋を建設した場合に無償返還届の提出がないときは、法人には権利金相当額を受領したのものとして認定課税が行われる。
- 2) 通常権利金の授受をすべき地域において、権利金の授受がなく役員の所有する土地を法人へ通常の賃料(相当の地代ではない)で賃貸し、法人が社屋を建設した場合に無償返還届の提出がないときは、法人には権利金相当額の受贈益があったものとして認定課税が行われる。
- 3) 法人が役員の所有する資産を高額で買い入れた場合には、買い入れた価額と時価との差額は、役員給与となり、損金不算入となる。
- 4) 法人がその所有する資産を役員へ低額で譲渡した場合には、譲渡価額と時価との差額について譲渡損が発生し、損金算入となる。

《問33》 個人事業者の消費税等の簡易課税制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 事業者が簡易課税制度選択届出書を所轄税務署へ提出している場合であっても、課税期間の課税売上高が100,000千円を超える場合には、その課税期間の申告にあたって簡易課税制度を適用することはできない。
- 2) 事業者が簡易課税制度選択届出書を所轄税務署へ提出している場合であっても、基準期間の課税売上高が50,000千円を超える場合には、その課税期間の申告にあたって簡易課税制度を適用することはできない。
- 3) 簡易課税制度の適用事業者がすべての取引について税抜経理方式を選択している場合、仮受消費税等の合計額から仮払消費税等の合計額を控除した残額と簡易課税制度による納付税額との差額は、必要経費または総収入金額へ算入される。
- 4) 簡易課税制度の適用事業者がすべての取引について税込経理方式を選択している場合、簡易課税制度による納付税額は、必要経費へ算入される。

《問34》 不動産価格の調査に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 公示価格は、毎年1月1日を基準日として発表されるもので、相続税路線価を0.7で除すると当該公示価格の水準になる。
- 2) 公示価格は、毎年7月1日を基準日として発表されるもので、相続税路線価を0.8で除すると当該公示価格の水準になる。
- 3) 相続税路線価は、毎年1月1日を基準日として発表されるもので、公示価格に0.8を乗じたものが当該相続税路線価の水準である。
- 4) 相続税路線価は、毎年7月1日を基準日として発表されるもので、公示価格に0.7を乗じたものが当該相続税路線価の水準である。

《問35》 宅地建物取引業者が土地・建物の売買の媒介をする場合における重要事項説明書に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 宅地建物取引主任者は、買主および売主に対し、売買契約が成立する前に重要事項説明書を交付して説明をしなければならない。
- 2) 宅地建物取引主任者は、買主に対し、売買契約の成立後、速やかに、重要事項説明書を交付して説明をしなければならない。
- 3) 宅地建物取引主任者は、重要事項の説明にあたっては、取引主任者証を提示し、当該書面に記名・押印をしなければならない。
- 4) 宅地建物取引主任者が交付する重要事項説明書の書面には、専任の取引主任者が記名・押印をしなければならない。

《問36》 不動産の売買取引に係る手付金に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 買主から売主に対して手付金が交付されたが、売買契約書で手付金に関する定めを特に規定していなかった場合、買主は、売主が契約の履行に着手する前であっても、手付金を放棄して契約を解除することができない。
- 2) 買主から売主に対して解約手付金が交付された場合、売主は、買主が内金を支払った後であっても、買主の承諾を得ることなく手付金の倍額を償還して契約を解除することができる。
- 3) 売主が手付金の倍額を償還して契約を解除した場合、買主から当該手付金を上回る損害が発生したとして、その差額分の支払について損害賠償請求がなされたときには、売主は、原則として、これに応じる義務がある。
- 4) 売主が宅地建物取引業者である場合、買主（宅地建物取引業者を除く）は、売買契約書で違約手付と規定されているときでも、売主が契約の履行に着手する前であれば、手付金を放棄して契約を解除することができる。

《問37》 都市計画法に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 市街化区域では、必ず用途地域は定められているが、市街化調整区域では、原則として用途地域は定められていない。
- 2) 都市計画区域の指定を受けた地域では、必要に応じて市街化区域と市街化調整区域の区域区分を定めなくてはならないが、その区分を決定するのは国土交通大臣である。
- 3) 都市計画区域が、2以上の都府県の区域にわたる場合、国土交通大臣は、事前に都市計画審議会の意見を聞いて都市計画区域を指定することになる。
- 4) 市街化調整区域は、市街化を抑制する地域であるため、建築行為、開発行為はいかなる場合でも禁止されている。

《問38》 「建物の区分所有等に関する法律」(区分所有法)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 管理費を滞納したまま区分所有建物の譲渡が行われた場合、管理組合は、その売主に対しては当該管理費を請求することができるが、買主には請求することはできない。
- 2) 区分所有者は、全員で、建物ならびにその敷地および付属施設の管理を行うための団体(管理組合)を構成し、区分所有法の定めにより、集会を開き、規約を定め、管理者を置くことができる。
- 3) マンションの区分所有権の対象となる建物部分であっても、集会室、管理人室等は規約により共用部分とすることができ、その旨の登記をすれば、第三者に対抗することができる。
- 4) 専有部分を賃借している借家人等の占有者は、建物、敷地または付属施設の使用方法につき、区分所有者が規約または集会の決議に基づいて負う義務と同一の義務を負う。

《問39》 個人が、平成21年度の税制改正により創設された「特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除」(いわゆる土地譲渡益に対する10,000千円の特別控除の制度、以下、「本制度」という)の適用を受ける場合に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 本制度の適用の対象となる土地等は、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得をした一定のものに限られ、棚卸資産に該当するものは適用の対象とならない。
- 2) 本制度の適用の対象となる土地等は、個人が自ら居住の用に供するものに限られ、貸付の用に供するものは適用の対象とならない。
- 3) 土地等を、相続、遺贈、贈与または交換により取得した場合には、本制度の適用を受けることができない。
- 4) 「収用等に伴い代替資産を取得した場合の特例」、「特定の居住用財産の買換えの特例」、「特定の事業用資産の買換えの特例」等の適用を受ける場合には、これらの特例と併用して、本制度の適用を受けることができない。

《問40》 Aさんは、昭和60年に取得して自己の居住の用に供してきた自宅(家屋とその敷地の用に供されている土地)を買い換えることにした。平成21年3月に新たな自宅(家屋の床面積等につき特定の居住用財産の買換えの特例の適用対象となるもの)を60,000千円で先行取得し、直ちに転居して自己の居住の用に供した。その後、従前の自宅は、老朽化した家屋を取り壊し、その敷地を貸付その他業務の用に供したことはなく、平成21年8月に80,000千円(取得費は10,000千円)で第三者に譲渡した。

この場合における居住用財産を譲渡した場合の各種の特例の適用関係に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、Aさんは、過去に居住用財産を譲渡した場合の各種の特例の適用を受けたことはなく、各種の特例において、ほかに必要とされる要件等はすべて満たしていることとする。

- 1) 従前の自宅の敷地のみを譲渡しているため、「居住用財産の譲渡所得の30,000千円特別控除」、「居住用財産を譲渡した場合の軽減税率の特例」および「特定の居住用財産の買換えの特例」のいずれの特例の適用も受けることができない。
- 2) 譲渡した自宅の敷地は、新たな自宅の取得後に譲渡しているため、「特定の居住用財産の買換えの特例」の適用は受けることができないが、「居住用財産の譲渡所得の30,000千円特別控除」と「居住用財産を譲渡した場合の軽減税率の特例」は併用して適用を受けることができる。
- 3) 「居住用財産の譲渡所得の30,000千円特別控除」と「居住用財産を譲渡した場合の軽減税率の特例」は併用して適用を受けることができるが、「居住用財産の譲渡所得の30,000千円特別控除」ならびに「居住用財産を譲渡した場合の軽減税率の特例」と「特定の居住用財産の買換えの特例」は併用して適用を受けることができない。
- 4) 「居住用財産の譲渡所得の30,000千円特別控除」と「居住用財産を譲渡した場合の軽減税率の特例」と「特定の居住用財産の買換えの特例」は併用して適用を受けることができないため、いずれか1つの特例のみ、その適用を受けることができる。

《問41》 「既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例」(いわゆる立体買換えの特例，以下，「本特例」という)の適用要件等に関する次の記述のうち，最も適切なものはどれか。

- 1) 本特例の適用対象となる地域は，三大都市圏内，すなわち首都圏は東京都の特別区内および横浜市内，近畿圏は大阪市内・京都市内・神戸市内および中部圏は名古屋市内のそれぞれ市街化区域内とされている。
- 2) 建築される建築物は，地上階数3以上の中高層耐火建築物であって，その建物全体およびその適用を受ける地権者(譲渡資産を譲渡した者)が取得した部分の床面積の2分の1以上がいずれも居住用でなければ，本特例の適用を受けることができない。
- 3) 地権者(譲渡資産を譲渡した者)が譲渡した資産は，土地等，建物または構築物のいずれかであればその用途は問わないが，所有期間については，譲渡した年の1月1日現在で5年超の長期所有のものに限られる。
- 4) 本特例の適用を受けて買換え取得した建築物について，その後に譲渡した場合，譲渡所得の計算上，取得日は，譲渡資産の取得日を引き継がず，買換え資産(建築物)を実際に取得した日となる。

《問42》 贈与契約に関する次の記述のうち，最も適切なものはどれか。

- 1) 贈与契約とは，当事者の一方(贈与者)が相手方(受贈者)に無償で財産を与える契約をいい，相手方(受贈者)がこれを受諾しなくても，口頭による贈与契約は成立するが，贈与者が一方的に作成した書面による贈与契約は成立しない。
- 2) 負担付贈与契約とは，贈与の際，受贈者に一定の負担を課す贈与契約のことをいい，受贈者が負担を履行しない場合には，口頭による贈与契約では，贈与者が負担付贈与契約を撤回することができるが，書面による贈与契約では，贈与者が負担付贈与契約を撤回することはできない。
- 3) 贈与契約のうち，まだ履行していない部分について，口頭による贈与契約では，各当事者がこれを取り消すことができるが，書面による贈与契約では，各当事者がこれを取り消すことはできない。
- 4) 定期贈与契約とは，定期の給付を目的とする贈与であるが，特約がない限り，贈与者・受贈者の一方が死亡した場合には，口頭による贈与契約では，契約の効力は失われるが，書面による贈与契約では，相続人に引き継がれる。

《問43》 離婚による財産分与に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 離婚により、居住用マンションを分与した場合には、その財産を分与した者は有償で譲渡したとされ、原則として譲渡所得に対して所得税が課される。
- 2) 離婚により、居住用マンションの分与を受けた場合には、みなし贈与財産とされ、その取得した財産の額が社会通念上相当な範囲のものについても、贈与税が課される。
- 3) 離婚により、慰謝料として現金の分与を受けた場合には、みなし贈与財産とされるが、その取得した財産の額が社会通念上相当な範囲のものについては、贈与税の非課税財産とされ、贈与税は課されない。
- 4) 離婚により、財産の分与を受け、その取得した財産の一部が、過当であると認められる場合には、分与を受けた財産のすべてについて、贈与税が課される。

《問44》 相続の放棄や限定承認に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 子のある相続人が相続を放棄した場合には、子が放棄者を代襲して相続人となる。
- 2) 相続の放棄は、相続があったことを知った日から2カ月以内に家庭裁判所に申述する必要がある。
- 3) 相続人が限定承認をした場合に被相続人の資産の額が80,000千円のと看、負債の額が80,000千円を超えている場合でも、資産は全額相続することができる。
- 4) 限定承認は共同相続人が全員で行わなくてはならないため、相続人のうちの1人が相続を放棄した場合は、限定承認はできない。

《問45》 遺言の撤回に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、各選択肢において、遺言の撤回は詐欺または脅迫によるものではないこととする。

- 1) 遺言者が、遺言を撤回する遺言書を作成した後にその撤回を取り消したい場合、復活させる旨を内容とする新たな遺言書を作成することで当初の遺言を復活させることができる。
- 2) 遺言者が公正証書による遺言書を作成していた場合、その遺言を撤回するためには公正証書遺言の方式による必要がある。
- 3) 遺言者が自筆証書による遺言書を故意に破棄した場合、破棄した部分については撤回したものとみなされる。
- 4) 遺言者が遺言を撤回する場合、遺言の全部の撤回だけでなく、遺言の一部を撤回することも認められている。

《問46》 相続税の納税義務者と課税財産に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、相続人は個人であり、相続時精算課税制度の適用を受ける財産を取得していないこととする。また、複数の国籍を有する者はいないこととする。

- 1) 相続による財産取得時に日本国内に住所がある外国国籍を有する相続人は、相続開始時点において被相続人が日本国外に居住し外国国籍を有する場合は制限納税義務者となり、その取得した日本国外にある財産は相続税の課税対象とならない。
- 2) 相続による財産取得時に日本国外に住所がある外国国籍を有する相続人は、相続開始時点において被相続人が日本国内に住んでいる場合は、非居住無制限納税義務者となり、その取得した日本国内外にあるすべての財産が相続税の課税対象となる。
- 3) 相続による財産取得時の10年前から日本国外に住所がある日本国籍を有する相続人は、相続開始時点において被相続人が日本国内に居住していた場合でも制限納税義務者となり、その取得した日本国外にある財産は相続税の課税対象とならない。
- 4) 相続による財産取得時の2年前から日本国外に住所がある日本国籍を有する相続人は、相続開始時点の10年前から被相続人が日本国外に住んでいたとしても非居住無制限納税義務者となり、その取得した日本国内外にあるすべての財産が相続税の課税対象となる。

《問47》 「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、この特例を受けるために選択した宅地等は、限度面積を超えないものとし、ほかに必要とされる要件等はすべて満たしていることとする。

- 1) 一棟の自宅兼事務所の敷地で、自宅部分と事務所部分が、それぞれ特定居住用宅地等と特定同族会社事業用宅地等の適用要件を満たしている場合、そのすべてが特定同族会社事業用宅地等とみなされ、80%の評価減の適用を受けることができる。
- 2) 一棟の自宅兼賃貸マンション（一部空室あり）の敷地で、自宅部分のみが特定居住用宅地等の適用要件を満たし、ほかに適用対象となる部分がない場合、そのすべてが特定居住用宅地等とみなされ、80%の評価減の適用を受けることができる。
- 3) 一棟の店舗兼事務所の敷地で、店舗部分と事務所部分が、それぞれ特定事業用宅地等と特定同族会社事業用宅地等の適用要件を満たしている場合、そのすべてが特定事業用宅地等とみなされ、50%の評価減の適用を受けることができる。
- 4) 一棟の事務所兼賃貸マンション（満室）の敷地で、事務所部分のみが特定同族会社事業用宅地等の適用要件を満たしている場合、そのすべてが特定同族会社事業用宅地等とみなされ、80%の評価減の適用を受けることができる。

《問48》 取引相場のない株式の評価方法における純資産価額方式に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 評価対象となっている会社が所有する土地のなかに、課税時期前3年以内に取得した土地があるときは、その土地の相続税評価額は、路線価等で評価せず、課税時期の「通常の取引価額」で評価する。
- 2) 1株当たり純資産価額は、課税時期の発行済株式総数で除して計算するが、評価対象となる会社が自己株式を所有する場合は、課税時期の発行済株式総数から自己株式の株数を控除した株数で除して計算する。
- 3) 営業権について、帳簿等に記載がない場合は、財産評価基本通達に従って相続税評価額を算定して評価するが、医師等のようにその者の技術を主とする事業に係る営業権でその事業者の死亡とともに消滅するものは、評価しない。
- 4) 被相続人の死亡により支給された退職金は相続発生時である課税時期現在においては、まだ支給されておらず帳簿等に記載されていないため、純資産価額を計算するときの負債として計上することはできない。

《問49》 「非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例」(以下、「本特例」という)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 本特例の適用対象となる会社は、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」の規定に基づく、経済産業大臣の確認・認定を受けるなど一定の要件を満たした法人であり、資産保有型会社等や従業員数がゼロの会社は適用対象とならない。
- 2) 本特例の適用対象となる株式は、発行済議決権株式総数の3分の2に達するまでの部分であるが、相続発生時に事業承継相続人がすでに3分の2を保有していた場合、適用対象となる株式はない。
- 3) 本特例の適用を受けるためには、役員を含めた正社員の8割の雇用を5年間維持しなければならない。
- 4) 本特例の適用を受けるためには、被相続人は死亡時に代表取締役である必要はなく、過去に代表取締役になったことがあればよい。

《問50》 平成18年5月から施行された会社法に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 有限会社法は廃止され、有限会社は新たに設立できなくなったが、会社法が施行される前から存する有限会社は、会社法上は「株式会社」として存続する。
- 2) 会社法が施行される前から存する有限会社は、会社法が施行された後に特例有限会社として存続するためには、「有限会社」の文字を商号として用いなければならない。
- 3) 株式会社では会社の規模にかかわらず、原則として株主総会の決議があれば、剰余金の配当は、毎月でも実施することができる。
- 4) 剰余金の配当は、純資産額が5,000千円以上の株式会社でなければ実施することができない。

(メモ余白)

(メモ余白)

(メモ余白)

資 料

所得税の速算表

課税総所得金額		税率	控除額
千円超	千円以下	%	千円
	1,950	5	-
1,950	~ 3,300	10	97.5
3,300	~ 6,950	20	427.5
6,950	~ 9,000	23	636
9,000	~ 18,000	33	1,536
18,000	~	40	2,796

住民税の速算表

課税総所得金額		税率	控除額
千円超	千円以下	%	千円
一律		10	-

公的年金等控除額

受給者の年齢	その年中の公的年金等の 収入金額の合計額(A)	公的年金等控除額
65歳以上の人	3,300千円未満	1,200千円
	3,300千円以上 4,100千円未満	$(A) \times 25\% + 375$ 千円
	4,100千円以上 7,700千円未満	$(A) \times 15\% + 785$ 千円
	7,700千円以上	$(A) \times 5\% + 1,555$ 千円
65歳未満の人	1,300千円未満	700千円
	1,300千円以上 4,100千円未満	$(A) \times 25\% + 375$ 千円
	4,100千円以上 7,700千円未満	$(A) \times 15\% + 785$ 千円
	7,700千円以上	$(A) \times 5\% + 1,555$ 千円

給与所得控除額

給与収入金額	給与所得控除額
千円超 千円以下	
1,800	収入金額 \times 40% (650千円に満たないときは650千円)
1,800 ~ 3,600	収入金額 \times 30% + 180千円
3,600 ~ 6,600	収入金額 \times 20% + 540千円
6,600 ~ 10,000	収入金額 \times 10% + 1,200千円
10,000	収入金額 \times 5% + 1,700千円

相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
10,000千円以下	10%	-
10,000千円超 30,000千円以下	15%	500千円
30,000千円超 50,000千円以下	20%	2,000千円
50,000千円超 100,000千円以下	30%	7,000千円
100,000千円超 300,000千円以下	40%	17,000千円
300,000千円超	50%	47,000千円

贈与税の速算表

基礎控除および配偶者控除後の課税価格	税率	控除額
2,000千円以下	10%	-
2,000千円超 3,000千円以下	15%	100千円
3,000千円超 4,000千円以下	20%	250千円
4,000千円超 6,000千円以下	30%	650千円
6,000千円超 10,000千円以下	40%	1,250千円
10,000千円超	50%	2,250千円

普通法人における法人税の税率表

	課税所得金額の区分	税率
資本金または出資金 1 億円超の法人	所得金額	30%
その他の法人	年8,000千円以下の所得金額 からなる部分の金額	18%
	年8,000千円超の所得金額 からなる部分の金額	30%